

昭和51年4月1日 発行

広報

ニセコ

No. 170

ニセコ町役場総務課

力をあわせ、豊かな生産にはげみましょう。 (ニセコ町民憲章)



雪の祭典で好評だつたリンリン馬ソリ

たいせつに保存をあとでお役に立ちます。

町の人口

男.....2,440人
女.....2,580人
計.....5,020人
世帯数.....1,333世帯
(51年2月末現在)

北海道雪の憲章

私たちは、純白の粉雪きらめく雄大な北海道に、たくましく生きる500万道民です。

美しい自然の中で、希望に満ちた、輝く未来へ躍進するため明るく楽しい北国の冬を創造します。

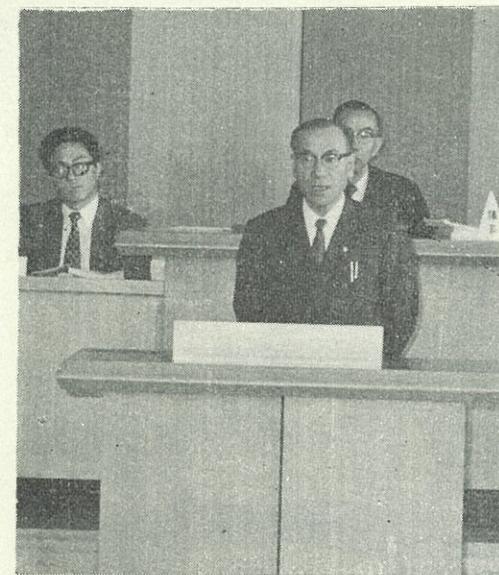
- 雪の祭典に集い北国の夢を広げます。
- 冬のスポーツに親しみ、健康ながらだをつくります。
- 雪の生活をくふうし北方の文化を育てます。
- 若い力を伸ばし、雪のふるさとを拓きます。
- 冬の北海道を愛し、豊かな明日を歌います。

4

昭和51年 月号

総額

12億9,448万2千円



第2回定期町議会は、昭和51年3月11日から24日まで議場で開かれ、ニセコ町手数料徴収に関する条例の全部を改正する条例ほか17件の条例改正ならびに昭和51年度各会計予算及び昭和50年度補正予算などを審議し、可決しました。

なお、町長は、昭和51年度予算審議に先立ち、町政に対する所信と行政方針をつぎのように述べました。

昭和五十一年度の各会計予算を提出するにあたり、町政執行の基本と予算の概要を申し上げます。町民の皆さんのご理解とご協力を得たいと存じます。

石油ショック以降の世界的な経済不況により、我が国の経済も大きな影響を受け景気の停滞から、年間実質成長率一〇パーセントから零成長に転落いたしました。

本年も国の経済は、依然として低成長が続くものと憂慮されるところであり、地方公共団体にとっては厳しい行財政の運営を余儀なくされる年であると考えられます。

今までの地方財政は、経済の高度成長によって財政収入の自然増に支えられ、公共施設の整備や社会保障の充実が図られてまいりましたが、その反面、人件費、扶助費等の義務的経費をはじめとして財政規模が拡大し、財政構造も変化して参りました。

したが、その反面、人件費、扶助費等の義務的経費をはじめとして財政規模が拡大し、財政構造も変化して参りました。

現下の厳しい地方財政に対し、地主税の一部について超過課税を実施するほか、町の使用料、手数料につきましても住民負担の公平の見地から社会経済の情勢に見合った料金の改定を行うべく計画いたしました。

また、自主財源確保の一環として町税の一部について超過課税を実施するほか、町の使用料、手数料につきましても住民負担の公平の見地から社会経済の情勢に見合った料金の改定を行うべく計画いたしました。

一方においては、土地基盤の整備が、機械の導入により区画整理が急速に進み、生産性の高い経営が行われるようになりました。

とくに、産米の改良と生産組織活動を促進し、生産費の低減を図ることが必要でありますので、積極的に推進いたします。

そこで、畑作振興対策としては

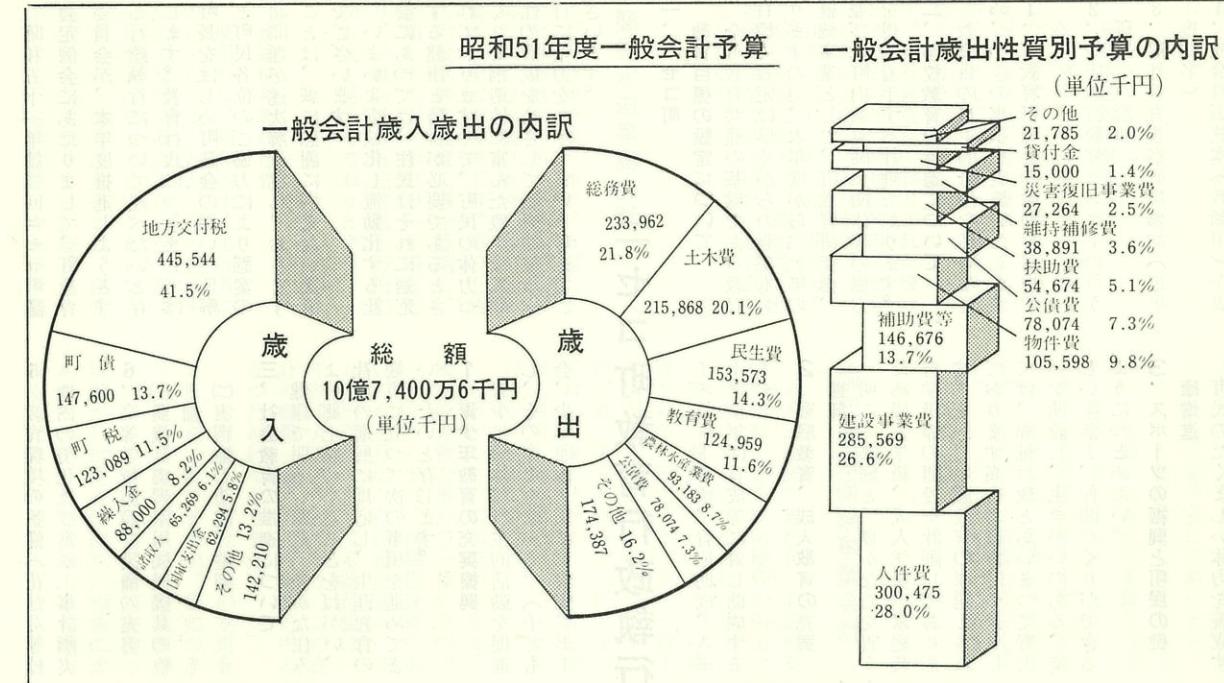
農業振興対策

別表 手数料・使用料改定金額表

昭和51年度一般会計予算

一般会計歳出性質別予算の内訳

第二回ニセコ町議会定例会において改正された主な条例はつぎのとおりです。
なお、改定額は別表のとおりで
四月一日から実施されます。



督促手数料及び延滞金条例の一部改正

督促手数料一通につき『三十円』を『百円』に改正されました

町税条例の一部がつぎのように改正され四月一日から実施されます

○納税証明書等一通百円が二百円に

○督促手数料一件三十円が百円にそれぞれ改正

○町民税と、固定資産税の納期前納付の報奨金百円未満は交付しないことに改正

水道使用料の納入が一ヶ月おきに（奇数月の

を改めることになりましたので、利用者の皆さんのご協力をお願いいたします。

納入期日について

現行の毎月末日を毎奇数月の月末に改めます。

四、五月分を五月三十一日まで
六、七月分を七月三十一日まで
八、九月分を九月三十日まで
十、十一月分を十一月三十日まで
十二、一月分を一月三十一日まで
二、三月分を三月三十一日まで

メータ－検針について

今まで毎月実施しておりましたが、納入期日にあわせて奇数月ごとに隔月検針とします。

なお、検針は、毎検針月の五日から約三日間で行います。

納入方法について

今までどおりの出納室か指定全融機関へ納入ください。

毎月納めたい場合は、検針日以

公営住宅使用料改定額（昭和51年4月1日から適用）単位円									
団地名	建設年	種別	構造	金額	団地名	建設年	種別	構造	金額
中央通	28	1	2DK	2,600	本通	42	2	2DK	3,500
	28	2	2DK	1,900		49	1	3OK	10,000
	29	1	2DK	2,600		44	1	2DK	5,200
富士見	29	1	2DK	2,600	有島	44	1	3DK	6,100
元町	30	1	2DK	2,600		44	2	2DK	4,200
本通	38	2	2DK	2,600		44	2	3DK	5,500
	40	1	2DK	3,500	(道営)	45	2	2DK	4,900
	40	2	2DK	2,900		45	2	2DK	5,600
	42	1	2DK	4,400					

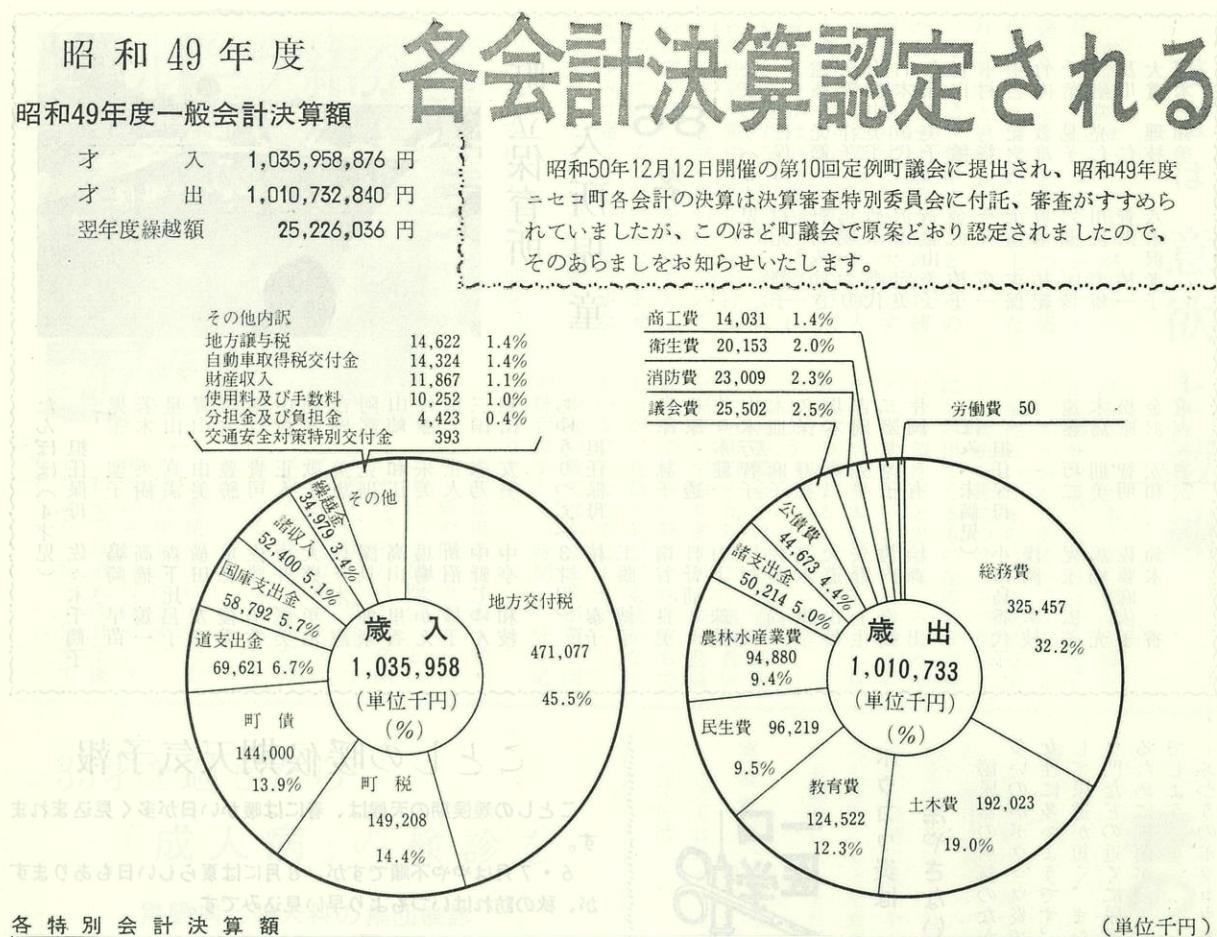
第二回ニセコ町議会定例会において改正された主な条例はつきのとおりです。
なお、改定額は別表のとおりで
四月一日から実施されます。

月末)に変ります

メーター検針も一ヶ月おきに

今まで水道使用料の納期は、毎月末と決められておりましたが、
給戸戸数の増加とともに超過料金の算定事務と検針業務かつ、施設の管理、修理などにも支障をきたしており、また、利用者の皆さ

後に係へ申し出ください。
なお、その他、納入方法、使用
料の算定方法についての相談は、
施設課水道係でお問い合わせくださ
い。



ニセコ町使用料金 (昭和51年4月1日から適用) 単位 円

行政財産の名称	機種	作業の内容	使 用 料 (1時間につき)		
			農業者	一般	建設業者
土木機械	ブルドーザー	土木工事・除雪		5,100	5,400
	けん引・その他			4,800	5,100
	トラクター	土木工事・除雪		4,800	5,100
農業機械	シヨベル	けん引・その他		4,500	4,800
	油圧シヨベル	堀削	3,500	5,000	

ただし、使用した時間に1時間未満の端数がある場合は10分ごとに切上げて計算する。

水道料金 (昭和51年4月1日から適用) 単位 円

計量給水使用料金表			
種別	料率	基 本 料 金	
		用 途	数 量
一ヶ月	一般用	10m ³ まで	560
一ヶ月	営業用	20m ³	870
一ヶ月	浴場営業用	50m ³	620
一ヶ月	官公署・団体事務所用	20m ³	870
一分	工業用	200m ³	3,750
一分	共同浴場用	50m ³	1,000
一分	臨時用	1m ³ ごと	200

定期給水使用料金表

種別	料率	基 本 料 金		超 過 料 金
		用 途	数 量	金 額
一ヶ月	一般用	家族人員5人まで	370	1人増すごと 40
一ヶ月	官公署・団体・事務所用		750	

設計手数料

單 位		金 額	備 考
工事費	1件につき1万円未満	500	新設、増設、改良工事
工事費	1万円以上	1,000	タ
材 料 檢 查 手 数 料			
給水管	1mにつき	水栓弁類	異型管1ヶにつき
金属製品	1ヶにつき	金属製品	化学製品
50	50	60	20
			60

工事検査手数料

單 位		金 額	備 考
工事費	1件につき1万円未満	500	新設、増設、改良工事
工事費	1万円以上	1,000	タ

確定申告が

間違つていたときは

所得税の確定申告が間違つて、ことに気付いたときは、つぎの方法によつて訂正してください。

▼税額を少なく計算していたとき
所得や税額の計算を間違えて、納めた税金が少なかつたり、還付を受けた税金が多いことがわかつたときは、「修正申告書」を提出して正しい金額に訂正してください。

この修正申告は、税務署から「更正」を受けるまではいつでもできます。

▼税額を多く計算していたとき
所得や税額の計算を間違えて税金を納め過ぎて、還付を受けた税金が少ないことがわかつたときは、正しい金額に訂正してもらうため「更正の請求」をすることができます。この更正の請求ができる期間は、申告期限から一年間です。従つて、昭和五十年分の所得税の確定申告については、昭和五十二年三月十五日までに更正の請求をしなければなりません。この用紙は税務署にあります。

結婚の相談はお気軽に

町内に居住し、農業や商工業に従事している方、とくに本町の産業のない手である青年の花嫁が大きな問題となつております。

町では、これらの花嫁問題の解決のために昭和四十六年十二月に結婚相談所を開設しました。このねらいは農村の適材人口の流出による過疎の対策と町産業の振興をはかることがあります。

相談所は運営協議会と相談員をもつて構成され、これまでに五十組がめでたく結婚されました。

今後ともつきの方が地域別に相談員となつておりますのでお気軽にお相談ください。

〔東部地区〕 深貝 くわ 矢野 才太
〔南部地区〕 里見 武雄 酒井 武雄
〔西部地区〕 松栄寒
〔北部地区〕 大越 三郎 成瀬 キヨ
大道 ハル 吉原 ヨシ
佐藤 敏之 佐竹 光雄
梶田 正

3月
1日～5日 収穫
6日～10日 農業所得計算簿検定申告書受付け
9日 民生委員協議会
10日 農地相談
11日～14日 第二回定期町議会
15日～24日 第一回北海道雪の祭典

年金の保険料が
変ります

国民年金保険料は、昭和五十一
年四月分より、月額千四百円（定
額）四百円（附加）になります。

昭和五十一年度分の納付書は四
月二十日頃までに各納稅組合長
宛送付いたしますので、期日まで
納入下さるようお願いいたします。
なお一年分の保険料をまとめて
前払いする前納制度があり、これ
を利用すると、一年分につき四百
円（定額）百二十円（附加）の割引
があります。

△住民課・社会係
公社電話設置工事にかかるご協力依頼について

有線放送電話から公社線電話への
移管のため、融雪後に建柱につ
いて土地の所有者と公社が土地の
使用について協議することになり
ますが、その時は、よろしくご協
力願います。

もし、ご承諾をいたかない場合、
は、その回線の方、全体が施設
されないことになります。また、
現在の有線の柱は、公社線開通後
は、現施設の一切を駐在区ごとに
払下げ、年末までには撤収する方
針となつておりますのでお知らせ
いたします。

UHF放送は四月下旬
ころから放映

広報二月号でお知らせいたしま
したUHFテレビ放送は三月ごろ
には放映の予定となつておなりまし
たが放送局の都合により四月下旬
となりましたのでお知らせいたし
ます。

戸籍の窓口

3月21日から
4月20日まで

▶ご結婚おめでとう

野村和寿=工藤豊里
荒木隆志=大野美子

▶お誕生おめでとう

久保加奈子 晴(小花卉)
頼一太郎 暁(温泉)
原田嗣大 晴(王子)
佐々木房子 和信(滝台)

▶おくやみ申し上げます

吉原川哲夫(尾ノ上)
小山口よしあ盛(松岡)
山青木浜吉(相馬)
福士邦太郎(豊里)
32歳 79歳 71歳 76歳 80歳

国民健康保険
被保険者証の検認は

4月1日～4月30日

被保険者証を必ず持参く
ださい。

31日	29日	26日	22日	19日	18日	18日	16日
20日	23日	23日	23日	14日	11日	11日	14日
受付	桂中学校閉校式	農業普及活動打合せ会	農業総合利用対策会議	農業委員会総会	水田総合利用対策会議	経済常任委員会	教育委員会
3月							